

児童福祉施設等物価高騰対策支援金（令和5年度下半期分）交付要綱

第1 趣旨

知事は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける静岡県内の児童福祉施設等に対して、サービスの質の低下を防止し、安定的な運営を支援するため、予算の範囲内において児童福祉施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱に定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において、「保育所等」とは、別表1に定める保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地域裁量型認定こども園、新制度移行幼稚園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所及び認可外保育施設をいう。
- (2) この要綱において、「児童養護施設等」とは、別表1に定める児童養護施設、地域小規模児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親及び福祉型障害児入所施設をいう。

第3 対象

支援金の交付対象となる者は、別表2のとおりとする。

第4 交付額等

支援金の交付額は、別表3のとおりとする。

第5 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 支援金申請額内訳書（様式第2号）
 - ウ 振込先金融機関の口座が確認できる、通帳のコピー等
 - エ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第6 申請の取下げ

申請者は、支援金の交付申請を取り下げようとする場合は、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

第7 交付の決定及び確定等

- (1) 知事は、申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは交付決定兼交付確定（以下「交付決定」という。）を行い、その内容を交付決定兼交付確定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

- (2) (1)の場合において、申請内容が不相当と認められたときは、その内容を不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

第8 申請が行われなかった場合等の取扱い

- (1) 第5に定める提出期限までに申請書類の提出がなかった場合は、交付対象者が支援金の交付を受けることを辞退したとみなす。
- (2) 知事が申請書等を受付した後、申請書等の不備があり、知事が申請者に補正を求めたにもかかわらず、補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により交付できなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。
- (3) 知事が交付決定を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、知事が申請者に補正を求めたにもかかわらず、補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により交付できなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

第9 支援金の返還

- (1) 知事は、交付決定後に、交付要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により交付を受けた者に対して、交付決定を取り消すことができる。
- (2) 知事は、(1)の規定により、支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、当該交付を受けた申請者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

第10 支援金の交付

知事は、支援金の交付に当たっては、第7で決定した支援金の額を申請者が指定する金融機関口座へ入金するものとする。

第11 加算金及び延滞金

- (1) 申請者は、第9(1)により支援金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）100円につき1日3銭の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (2) 申請者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額100円につき1日3銭の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- (3) (1)の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた支援金の額に充てられたものとする。
- (4) (2)の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還の請求を受けた支援金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間にかかる延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除

した額によるものとする。

- (5) 知事は、交付対象者が(1)又は(2)の規定により支援金に係る加算金又は延滞金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、申請者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

第12 書類の整備等

- (1) 申請者は、第5に定める書類については、帳簿及び全ての証拠書類を備えておかなければならない。
- (2) 申請者は、(1)の帳簿及び証拠書類を交付を受けた日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

第13 検査及び報告

- (1) 知事は、支援金の適正な交付のため、必要に応じて申請者に対して、検査、報告、その他必要な措置（以下「検査等」という。）を求めることができる。
- (2) 申請者は、検査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

第14 受給権の譲渡又は担保の禁止

支援金の交付の受ける権利は、譲り渡し、又は担保にしてはならない。

第15 その他

この要綱に定めがない事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年1月11日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年度下半期分の支援金に適用する。

別表1（第2関係）

| 区分 | 定義 |
|-----------------|---|
| 保育所 | 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（以下「認定こども園法」という。）第3条第1項の認定を受け、同条第11項の規定により公示された施設を含む。） |
| 幼保連携型 認定こども園 | 認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園 |
| 幼稚園型 認定こども園 | 学校教育法（昭和22年法律26号）第1条に規定する幼稚園のうち、認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受け、同条第11項の規定による公示がされた施設 |
| 地域裁量型 認定こども園 | 児童福祉法第59条の2の規定による届出を行っている施設のうち、認定こども園法第3条第1項の認定を受け、同条第11項の規定による公示がされた施設 |
| 新制度移行幼稚園 | 学校教育法第1条に規定する幼稚園のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項の確認を受けた施設 |
| 家庭的保育事業所 | 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う事業所 |
| 小規模保育事業所 | 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所 |
| 事業所内保育事業所 | 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所 |
| 認可外保育施設 | 児童福祉法第59条の2の規定による届出を行っている施設（地域裁量型認定こども園及び児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を行う事業所を除く。） |
| 児童養護施設 | 児童福祉法第41条に規定する児童養護施設 |
| 地域小規模 児童養護施設 | 平成12年5月1日付け児発第489号厚生省児童家庭局長通知「地域小規模児童養護施設の設置運営について」に規定する地域小規模児童養護施設 |

| | |
|------------|--|
| 乳児院 | 児童福祉法第 37 条に規定する乳児院 |
| 母子生活支援施設 | 児童福祉法第 38 条に規定する母子生活支援施設 |
| 自立援助ホーム | 児童福祉法第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業を行う事業所 |
| ファミリーホーム | 児童福祉法第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う事業所 |
| 里親 | 児童福祉法第 6 条の 4 第 1 項に規定する養育里親 |
| 福祉型障害児入所施設 | 児童福祉法第 42 条第 1 号に規定する福祉型障害児入所施設 |

別表2 (第3関係)

| 区分 | | 支援金の交付対象となる者 |
|---------|-----------------|--|
| 保育所等 | | 令和5年12月1日時点で静岡県内において保育所等を設置する者（市町長を除く。） |
| 児童養護施設等 | 児童養護施設等（里親を除く。） | 令和5年12月1日時点で静岡県内において児童養護施設等（里親を除く。）を設置する者（市町長を除く。） |
| | 里親 | 令和5年12月1日時点で静岡県内において児童福祉法第6条の4第1項に規定する養育里親として、児童福祉法第27条第1項第3号による児童の委託を受けている者 |

別表3 (第4関係)

| 区分 | | 支援金の交付額 |
|------|---|--|
| 保育所等 | 保育所（保育所型認定子ども園含む。）、幼保連携型認定子ども園、幼稚園型認定子ども園、地域裁量型認定子ども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所 | <p>1 各施設・事業所の支援金の交付額は、定員区分に応じ、それぞれ次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 定員 179 人以下 1,000 円に定員を乗じて得た額</p> <p>(2) 定員 180 人以上 180,000 円</p> <p>2 定員とは、次に定めるものをいう。</p> <p>保育所等（新制度移行幼稚園、認可外保育施設を除く。）においては、子ども・子育て支援法第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める令和5年12月1日時点の利用定員をいう。</p> <p>3 0～2歳児を保育している保育所等（新制度移行幼稚園、認可外保育施設を除く。）については、利用児童数区分に応じ、それぞれ次に掲げる額を追加で交付する。</p> <p>(1) 利用児童数 179 人以下 1,000 円に利用児童数を乗じて得た額</p> <p>(2) 利用児童数 180 人以上 180,000 円</p> <p>4 利用児童数とは、次に定めるものをいう。</p> <p>子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に掲げる教育・保育給付認定に係る小学校就学前子ども及び第2号に掲げる教育・保育給付認定に係る小学校就学前子ども（令和5年3月31日に満3歳以上であったものを除く。）の令和5年12月1日時点の利用児童数をいう。</p> |

| | | |
|----------------|-------------------------|--|
| | <p>新制度移行幼稚園、認可外保育施設</p> | <p>1 各施設・事業所の支援金の交付額は、定員区分に応じ、それぞれ次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 定員 179 人以下 1,000 円に定員を乗じて得た額</p> <p>(2) 定員 180 人以上 180,000 円</p> <p>2 定員とは、次に定めるものをいう。</p> <p>新制度移行幼稚園においては、子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の確認において定める令和 5 年 12 月 1 日時点の利用定員とし、認可外保育施設においては各施設が令和 5 年 12 月 1 日時点で定める小学校就学前の子どもに係る定員をいう。</p> |
| <p>児童養護施設等</p> | <p>児童養護施設等（里親を除く。）</p> | <p>1 各施設・事業所ごとの支援金の交付額は、定員区分に応じ、それぞれ次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 定員 59 人以下 9,400 円に定員を乗じて得た額</p> <p>(2) 定員 60 人以上 564,000 円</p> <p>2 定員とは、次に定めるものをいう。</p> <p>(1) 児童養護施設、地域小規模児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設及び福祉型障害児入所施設においては、都道府県知事又は指定都市の長が認可した令和 5 年 12 月 1 日時点で定める定員（母子生活支援施設については、世帯数とする。）をいう。</p> <p>(2) 自立援助ホーム及びファミリーホームにあつては、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 1 条の 17 又は第 36 条の 12 において定める運営規程に定められた入居定員をいう。</p> <p>(3) (1) 及び (2) の事項にかかわらず、都道府県知事又は指定都市の長が暫定定員を定めた時は、令和 5 年 12 月 1 日時点の暫定定員とする。</p> |
| | <p>里親</p> | <p>1 里親への支援金の交付額は、9,400 円に委託児童数を乗じて得た額とする。</p> <p>2 委託児童数とは、令和 5 年 12 月 1 日時点で静岡県内において児童福祉法第 6 条の 4 第 1 項に規定する養育里親へ児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号により委託されている児童数とする。</p> |

児童福祉施設等物価高騰対策支援金交付申請書 (令和5年度下半期分)

令和 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

(所在地)

(名称)

(代表者の役職・氏名)

(個人の場合は、住所及び氏名を記載すること。)

令和5年度児童福祉施設等物価高騰対策支援金(下半期分)の交付を受けたいので、児童福祉施設等物価高騰対策支援金(下半期分)交付要綱第5の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請額 : 金 円 (うち保育所等 円)
(うち児童養護施設等 円)

(添付書類)

- 様式第2号 支援金申請額内訳書
- 振込先金融機関の口座が確認できる、通帳のコピー等
※金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人等が記載されていること
- その他知事が必要と認める書類

【振込先金融機関口座記入欄】

| | | | |
|-------|---------------------|---------|--|
| 金融機関名 | 銀行・金庫・ 組合・農協・漁連 | 金融機関コード | |
| 支店名 | 本店・支店・ 本所・出張所・支所 | 支店コード | |
| 預金種目 | 普通・当座 | 口座番号 | |
| フリガナ | | | |
| 口座名義 | | | |

【申請内容に関する連絡先】

| |
|------------|
| 受付欄 (記入不要) |
| |

| | |
|----------------|--------|
| 申請者所属先所在地 〒 | |
| 所属名 | |
| 作成者 (役職・氏名) | |
| 連絡先 | 電話番号 |
| | e-mail |

支援金申請額内訳書

| No. | 施設・事業所名 ① | 大区分 ② | 小区分 ③ | 電話番号 ④ | 施設・事業所の所在地 ⑤ | 定員(人) ⑥ | 0～2歳児の利用児童数(人) ⑦ | 申請額(円) ⑧ |
|----------|--------------|----------|----------|-----------|-----------------|------------|---------------------|-------------|
| 1 | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | |
| 申請額合計(円) | | | | | | 保育所等 | | |
| | | | | | | 児童養護施設等 | | |
| | | | | | | 合計 ⑦ | | |

（記載上の注意事項）

- 1 行が不足する場合には適宜行を追加して差し支えないが、列の挿入は絶対に行わないこと。
- 2 ②欄には、要綱第2の定義に基づき「保育所等」又は「児童養護施設等」と記載すること。
- 3 ③欄には、別表により小区分を記載すること。
- 4 ⑥欄には、要綱別表3に定める施設ごとの定員を記載すること。
- 5 ⑦欄には、要綱別表3に定める施設ごとの利用児童数を記載すること【保育所（保育所型認定こども園含む）、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地域裁量型認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所のみ】。
- 6 ⑧欄には、要綱別表3により計算した支援金の交付申請額を記載すること。

様式第2号別表

| 大区分 | 様式第2号③に記載する小区分 |
|---------|----------------|
| 保育所等 | 保育所 |
| | 幼保連携型認定こども園 |
| | 幼稚園型認定こども園 |
| | 保育所型認定こども園 |
| | 地域裁量型認定こども園 |
| | 新制度移行幼稚園 |
| | 家庭的保育事業所 |
| | 小規模保育事業所 |
| | 事業所内保育事業所 |
| | 認可外保育施設 |
| 児童養護施設等 | 児童養護施設 |
| | 地域小規模児童養護施設 |
| | 乳児院 |
| | 母子生活支援施設 |
| | 自立援助ホーム |
| | ファミリーホーム |
| | 里親 |
| | 福祉型障害児入所施設 |

様式第3号（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号
令和 年 月 日

（支援金交付対象事業者） 様

静岡県知事 氏 名 印

支援金の交付について（決定及び確定）

令和 年 月 日付けで申請のあった令和5年度児童福祉施設等物価高騰対策支援金（下半期分）の交付について、次のとおり決定し、及び確定します。

1 交付額 金 _____ 円

2 交付の条件

静岡県補助金等交付規則及び児童福祉施設等物価高騰対策支援金交付要綱を遵守すること。

様式第4号（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号
令和 年 月 日

（支援金交付申請事業者） 様

静岡県知事 氏 名

支援金の交付について（不交付決定）

令和 年 月 日付けで申請のあった令和5年度児童福祉施設等物価高騰対策支援金（下半期分）の交付について、不交付を決定します。

不交付決定理由： ○○であるため